

今月の税務トピックス

(年間権利行使価額の限度額の引き上げ等の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

ユニコーン企業を目指してスタートアップが大きく成長するためには、レイターステージから上場前後の企業価値が高くなつた時期で更なる成長に必要な優秀な人材を採用する必要があります。

令和6年度税制改正では、スタートアップの人材獲得力の向上を図る観点から、年間権利行使価額の限度額の引き上げ及び社外高度人材（外部協力者）の適用対象者の範囲が拡充等の見直しが行われました。

本稿では、見直された税制適格ストック・オプションの制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 令和6年度税制改正

1 権利行使価額の限度額の引き上げ

設立5年未満の株式会社が付与したものは上限2,400万円（改正前：1,200万円）、設立5年以上20年未満の非上場又は上場後5年未満の株式会社が付与したものは上限3,600万円（改正前：1,200万円）とされました（措法29の2①、措規11の3①）。

2 社外高度人材の適用対象者の拡充

適用対象となる特定従事者に係る要件について、次に掲げる見直しが行われました。

① 認定新規中小企業者等に係る要件

「新事業活動に係る投資及び指導を行うことを業とする者が新規中小企業者等の株式を最初に取得する時において、資本金の額が5億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が900人以下の会社であること」との要件が廃止されました（旧社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令5五）。

② 社外高度人材に係る要件

イ 「3年以上の実務経験があること」との要件が、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の役員については「1年以上の実務経験があること」とされ、国家資格を有する者、博士の学位を有する者及び高度専門職の在留資格をもつて在留している者については廃止されました（強化規4一～三・五）。

ロ 社外高度人材の範囲に、「教授及び准教授」、「金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の重要な使用者として、1年以上の実務経験がある者」、「金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の一定の

会社の役員及び重要な使用者として、1年以上の実務経験がある者」など適用対象者の範囲が拡充されました（強化規4四・五・七～九）。

③ 株式保管委託要件の拡充

非上場の段階でストック・オプションを行使し、株式に転換する場合、税制適格の対象とするためには、証券会社等と契約し、専用の口座を従業員ごとに開設した上で、その株式を保管委託する必要がありました。発行法人による株式の管理等がされる場合には、発行法人による株式の管理との選択適用が可能とされました（措法29の2①六口、措令19の3⑨⑩、措規11の3④）。

④ 認定手続の軽減

権利者が付与決議の日において特定新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、その書面等の提出に代えて、その書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとされ、計画認定に際して必要な申請書類が簡素化されました（措法29の2②③、措規11の3⑤⑥）。

II 適用関係

上記Iの改正は、令和6年4月1日以後から適用されます（令和6年改正法附則31①、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令附則1）。

おわりに

令和6年度税制改正では、スタートアップが、兼業・副業等の多様な働き方で活躍する国内外の高度専門人材獲得力の向上を図る観点から、税制適格ストック・オプションの適用対象者を取締役・従業員から、スタートアップの成長に貢献する社外高度人材にまで拡大し、ストック・オプションを利用した柔軟なインセンティブ付与の実現が可能とされました。

また、「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」を作成し、主務大臣の認定を受けければ、認定を受けた事業者（新規中小企業者等）は、認定計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小企業基盤整備機構の債務保証制度などの金融支援も受けすることが可能とされますので留意して下さい（強化法10～12）。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。